

新:(学)順天堂ガバナンス・コード (私立大学連盟版ガバナンス・コードへの対応状況 (20230328改定版対応))	基本原則及び遵守原則への対応状況 (検証状況 2024.3.31)
基本原則と遵守原則 (学)順天堂ガバナンス・コードは、日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づき、基本原則と遵守原則の各項目を制定する。 基本原則「1. 自律性の確保」 (学)順天堂 順天堂大学（以下「順天堂大学」という。）は、私立大学として学則第1条、及び大学院学則第1条に定める教育研究活動を実現するため、寄附行為、基本理念（学是「仁」、理念「不断前進」、学風「三無主義」）に沿って、自主性、独立性を確保するとともに、自律的に学校法人を運営する。 ◎遵守原則1－1 順天堂大学は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育・研究・医療の目的を明確に示し、理解を得る必要がある。 ○重点事項1－1 順天堂大学は、事業に関する事業に関する中期的な計画（以下「中期計画等」という）等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。 ●実施項目1－1 ① 中期計画等の策定に当たり、関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。 ② 中期計画等の策定に際し、直前の中期計画等及び他の計画との関連性を明らかにする。 ③ 中期計画等に教育・研究・診療・社会貢献・国際化に関する事項を盛り込む。 ④ 中期計画等において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。 ⑤ 中期計画等の内容については、理事会、大学協議会において、その適法性および倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。 ⑥ 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。 ⑦ 中期計画等において、実施スケジュール及びビジョンの実現に向けた具体的実施事項をホームページ等で明示する。 ⑧ 中期計画等に係る策定管理（政策管理）は企画調査室が、執行管理は大学評価支援室がそれぞれ主管する。 ⑨ 中期計画等の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、評議員会等の意見を聴いたうえで、理事会にて決定する。 ⑩ 中期計画等に基づき、各部門は単年度事業計画を策定する。単年度事業計画では、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、当該年度終了後に、データやエビデンスに基づいて事業報告書を作成する。自己点検・自己評価は、大学評価支援室により、単年度事業報告に基づき、中期計画等達成状況の進捗管理を行う。	● 私大連盟版私立大学版ガバナンス・コードに基づき、(学)順天堂ガバナンス・コードを制定 ● 多様なステークホルダーに対して自律的な学校法人運営状況及びルール（寄附行為、基本理念等）をホームページ等で公表している ● 本学の教育・研究・医療の目的を「事業に関する中期的な計画」により定め、実施項目 1-1（①～⑩）を実施することで多様なステークホルダーに対して事業内容を公表している。

新:(学)順天堂ガバナンス・コード (私立大学連盟版ガバナンス・コードへの対応状況 (20230328改定版対応))	基本原則及び遵守原則への対応状況 (検証状況 2024.3.31)
⑪ 中期計画等の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。 ⑫ 外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。 ⑬ 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を Web 等で法人内外に公表する。 基本原則「2. 公共性の確保」 順天堂大学は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える。 ◎遵守原則2－1 順天堂大学は、基本理念（学是「仁」、理念「不断前進」、学風「三無主義」）に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育・研究・医療の諸活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。 ○重点事項 2－1 順天堂大学は、寄附行為第4条に定める目的及び基本理念に基づく、人材育成を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。 ●実施項目 2－1 ① 本法人のミッション、ビジョンを踏まえ、本法人及び大学、学部、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画を策定し、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。 ② 上記で明確にした達成目標や具体的行動指針を Web、学内システム等を利用し、教職員、学生及び社会に発信し、共有する。 ③ 順天堂大学の中期計画等や事業計画、学部、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。 ④ 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。 ⑤ 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。 ⑥ 自己点検・評価結果、外部評価委員会および認証評価機関による評価結果ならびにアンケート調査等を含む教学 I R（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。 ⑦ リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。 ⑧ 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生と	● 各部門の教育・研究活動の成果を広く H P 等で公表している。 ● 本学の基本理念に基づき、各部門の 3 ポリシーに基づき、実施項目 2-1（①～⑧）を実施することで、社会に、また地域にとって有為な人材育成を教育・研究・医療の分野・領域に輩出している。

新:(学)順天堂ガバナンス・コード (私立大学連盟版ガバナンス・コードへの対応状況 (20230328改定版対応)	基本原則及び遵守原則への対応状況 (検証状況 2024.3.31)
ともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針、受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。 ◎遵守原則2－2 順天堂大学は、社会の要請を踏まえつつ、教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。 ○重点事項 2－2 順天堂大学は、市民公開講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。 ●実施項目 2－2 ① 社会連携・社会貢献の方針を策定する。 ② 社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。 ③ 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する学内ルールを整備する。 ④ 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。 ⑤ 社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。 ⑥ キャンパス・附属病院が所在する自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。 基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」 順天堂大学は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める。 ◎遵守原則3－1 順天堂大学は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育・研究・医療の諸活動を通じ社会に貢献する。 ○重点事項 3－1 順天堂大学は、ガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。 ●実施項目 3－1 ① 学校法人順天堂監事監査規程を整備し、それに基づいて、毎年度、監事監査計画および実施後の監事監査報告書を作成し、理事長に提出する。	● 本学は、各部門の特性を活かし、実施項目 2-2 (①～⑥)を実施するために、市民公開講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、組織的に社会・地域と連携し、現実の諸課題に対する解決方法を広報している。また、競争的研究費を有効活用し、その成果を広く社会に示すことでも貢献している。 取り組み内容は、各年度の事業報告にてとりまとめ、大学HPで情報公開の一環として公表している。 ● 本学の取り組みを可視化するために、積極的な情報公開を行っている。多様なステークホルダーに対して説明責任を果たすために、教育・研究・経営情報を取りまとめ情報公開データとして公表している。 ● 多様なステークホルダーに対して理解と信頼を得るために、本学の基本情報をはじめ、各部門の取り組みについてHP等で公表し、可視化している。 また、ガバナンスを担保する理事会・評議員会構成員、監事等についても事業報告により毎年度、氏名を公表している。 監査機能の実質化を図るために「順天堂監事監査規程」を整備し、監事による定期的な監事監査を各部門に対して実施している。 上記を踏まえ、実施項目 3-1 (①～⑭)を実施し、公益通報者保護を図るために「法令違反等のためのヘルプラインに関する取扱要領」を整備し、個人情報の保護を図るために「順天堂個人情報保護に関する基本方針」、「順天堂個人情報保護管理規程」を整備している。

新:(学)順天堂ガバナンス・コード (私立大学連盟版ガバナンス・コードへの対応状況 (20230328改定版対応))	基本原則及び遵守原則への対応状況 (検証状況 2024.3.31)
② 監事が作成する監事監査計画、監事監査報告書、その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。 ③ 寄附行為で定める「常任監事」について、監事支援室を設置し、監事による監査に必要な監査支援体制を整備する。 ④ 監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。 ⑤ 監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。 ⑥ 監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて情報交換の場を設ける。 ⑦ 会計監査人の選任においては、監事の意見を踏まえて行う。 ⑧ 監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設け、情報共有を行う。 ⑨ 監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。 ⑩ 監事の独立性を確保するために、寄附行為の定める監事の選任条件および監事の職務を踏まえ、監事候補者を適切に選任し、適切な手続きにより監事を選任する。 ⑪ 監事監査の継続性を担保すべく、監事の選任時期について留意する。 ◎遵守原則 3－2 順天堂大学は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事及び評議員、学長（以下「役職者」という）の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。 ○重点事項 3－2 順天堂大学は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。 ●実施項目 3－2 ① 教職員は「順天堂大学行動規範」に基づき業務を遂行する。また、事業活動等に関連した重要法令の内容について、情報収集とその周知を行い、事業活動等の遂行に際し、法令等への適正な対応を徹底する。 ② 役職者の選解任過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬を得ている役職者の報酬の開示等によって、透明化を図る。 ③ 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。 ④ 本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。 ⑤ 理事等が、事業内容ごとに信用・ブランドの毀損その他の	● 役職者の選解任、報酬等については、寄附行為をはじめ関係する諸規程により整備し、透明性を図っている。

新:(学)順天堂ガバナンス・コード (私立大学連盟版ガバナンス・コードへの対応状況 (20230328改定版対応)	基本原則及び遵守原則への対応状況 (検証状況 2024.3.31)
リスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。 ⑥ 不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担または分離させることに留意する。 ⑦ 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。 ⑧ 内部監査室による内部チェック機能を高める。 ⑨ 内部監査の実施に係る取扱要領等、内部監査に関する諸規則の整備により、内部統制体制を確立する。 ⑩ 相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。 ⑪ 本法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務部長と会計監査人との間で適切に情報を共有し理事へ報告する。 ⑫ 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。 ⑬ 教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、公益通報に係る体制を整備する。 ⑭ 個人情報とは個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。 ◎遵守原則3－3 順天堂大学は、教育研究活動に係る情報や、経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。 ○重点事項3－3－1 順天堂大学は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。 ○重点事項3－3－2 順天堂大学は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。 ●実施項目3－3－1 ① いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように開示するかなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。	● 個人情報の保護を図るために「順天堂個人情報保護に関する基本方針」、「順天堂個人情報保護管理規程」を整備し、関係部署による管理運営体制をにより対応している。 ● 実施項目3－3－1（①～⑦）、3－3－2（①～⑥）を実施することで、本学の教育研究活動に係る情報や、経営に係る情報について広く社会へ情報発信を行っている。

新:(学)順天堂ガバナンス・コード (私立大学連盟版ガバナンス・コードへの対応状況 (20230328改定版対応))	基本原則及び遵守原則への対応状況 (検証状況 2024.3.31)
② 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制またはシステムを整備する。 ③ 法令に定められた財務書類等を適切に公開する。 ④中期計画等、事業計画との連関に留意した事業報告書の作成を通じてその進捗状況を公表する。 ⑤ 認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等を公表する。 ⑥ 順天堂大学が、出資等行う事業会社に関する情報を公開する。 ⑦ 内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により公表する。 ⑧ 公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。 ●実施項目 3－3－2 ① 公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。 ② 公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。 ③ 情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。 ④ 収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。 ⑤ 学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、法人に重要な影響を及ぼす情報を理解容易性、明瞭性に留意して公表する。 ⑥ 中期計画等及び事業計画との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。 ⑦ 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。 基本原則「4. 継続性の確保」 順天堂大学は、本学の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める。 ◎遵守原則4－1 順天堂大学は、教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。 ○重点事項 4－1 順天堂大学は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能	● 内部統制の実施状況は、自己点検評価報告書に明記し、HPで情報を公表している。 ● 重要な事項については第三者（弁護士・会計士等）の意見を聞き法人の判断に基づき情報を公表する。 ● 本学の教育研究活動の維持、継続並びに発展を図るために、教育・研究・診療の部門長を理事とした理事会で適切な部門運営が行われていることを検証している。 ● 自律的な大学運営を図るために、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図るために、実施項目 4-1（①～⑭）の施策の実施、学内諸規則の整備などを通じて、ガバナンス機能の向上を図っている。

新:(学)順天堂ガバナンス・コード (私立大学連盟版ガバナンス・コードへの対応状況 (20230328改定版対応)	基本原則及び遵守原則への対応状況 (検証状況 2024.3.31)
の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。 ●実施項目 4－1 ① 政策を策定、管理する責任者（理事長、学長をはじめとする理事等）の権限と責任を明確化する。 ② 政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。 ③ 政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。 ④ 理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。 ⑤ 理事、理事会及び監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内部監査人等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか、を定期的にチェックする。 ⑥ 教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。 ⑦ 政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。 ⑧ 経営情報を正確かつ迅速に教職員等の組織構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。 ⑨ 理事会及び評議員会の議決事項を明確化する。 ⑩ 理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。 ⑪ 理事、評議員の定数は順天堂大学の規模を踏まえた数とする。 ⑫ 学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等の選任時に学校法人の役員もしくは教職員でない者（以下「外部人材」という）を積極的に登用（理事、評議員については複数名）する。 ⑬ ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。 ⑭ 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。 ⑮ 理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。 ◎遵守原則4－2 順天堂大学は、教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。 ○重点事項 4－2－1 順天堂大学は、教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	● 男女共同参画推進室をダイバーシティー推進センターとして改組（2022.12.1）し、管理運営規程前文にダイバーシティー宣言を示した。 ● 教育研究活動の継続性を実現するため、実施事項 4-2-1（①～⑦）、4-2-2（①～⑥）を踏まえ、学生納付金以外の収入（産学連携の推進、補助金等外部資金の獲得等）によって、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。

新:(学)順天堂ガバナンス・コード (私立大学連盟版ガバナンス・コードへの対応状況 (20230328改定版対応))	基本原則及び遵守原則への対応状況 (検証状況 2024.3.31)
○重点事項 4－2－2 順天堂大学は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。 ●実施項目 4－2－1 ① 「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。 ② 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。 ③ 「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。 ④ 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。 ⑤ 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。 ⑥ 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。 ⑦ リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。 ●実施項目 4－2－2 ① 危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。 ② 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。 ③ 危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学内等への研修等を実施する。 ④ 危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。 ⑤ 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。 ⑥ 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。 ⑦ ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	● ハラスメントを防止するために、「ハラスメントの防止等に関する規程、各部門にキャンパス人権委員会規程を整備し、ハラスメントがない教育研究活動の推進を図っている。 検証状況:2024年3月31日